

令和4年第1回定例会（第2号）

令和4年3月3日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 令和3年議案第48号 七飯町公共下水道条例の一部改正について
日程第 4 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 9号 公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第10号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第12号 七飯町特別会計条例の一部改正について
日程第 9 議案第13号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第14号 固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
日程第11 議案第15号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第16号 七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について
日程第13 議案第17号 七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について
日程第14 議案第18号 七飯町学校林設置条例の廃止について
日程第15 議案第19号 財産の交換について

○出席議員（16名）

副議長	17番	青山金助	1番	横田有一
	2番	神崎和枝	3番	平松俊一
	4番	池田誠悦	5番	田村敏郎
	6番	稲垣明美	7番	畑中静一
	8番	長谷川生人	9番	上野武彦
	10番	坂本繁	11番	澤出明宏
	12番	中島勝也	13番	川村主税
	15番	若山雅行	16番	川上弘一

○欠席議員（1名）

議長 18番 木下敏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 中宮安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長			
総務部長事務取扱	宮田東	経済部長兼土木部長	青山芳弘
民生部長事務取扱			
総務部総務財政課長	青山栄久雄	総務部情報防災課長	若山みつる

総務部政策推進課長	中村雄司	総務部税務課長	柴田憲
会計課長	関口順子	民生部住民課長	清野真里
民生部環境生活課長	磯場嘉和	民生部福祉課長	村山徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上剛	経済部商工観光課長	福川晃也
経済部農林水産課長	村上宏樹	経済部都市住宅課長	川島篤実
経済部上下水道課長	笠原泰之		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼	扇田誠	学校教育課長	倍楼司
学校給食センター長			
生涯教育課長	竹内圭介	スポーツ振興課長	川崎元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書 記	妹尾洋兵
書 記	佐々木宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

5番 田村敏郎 6番 稲垣明美

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○副議長（青山金助） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

木下議長から、本日の会議を欠席する届出がありました。御報告いたします。

日程第1

会議録署名議員の指名

○副議長（青山金助） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

5番 田村敏郎 議員

6番 稲垣明美 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○副議長（青山金助） 日程第2 一般質問を行います。

昨日の横田議員の議事進行に係る議会運営委員会からの報告を求めます。

川上委員長。

○議会運営委員長（川上弘一） それでは、議会運営委員会より報告をいたします。

昨日の若山議員の一般質問に対する理事者の答弁につきまして、横田議員より議事進行があり、内容を精査いたしましたところ、問題はないとの確認がとれましたので、本日は若山議員の一般質問を再開することといたします。

以上、報告といたします。

○副議長（青山金助） 昨日の若山議員の一般質問、1問目に対する答弁より入ります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 田村議員。

○5番（田村敏郎） 議事進行の理由は、まず、昨日の理事者側の答弁が総務財政課長よりありましたけれども、その中で、同僚議員からの質問についての答弁でありますけれども、その内容が不正経理はない、あるいは法令違反はない、その三つ目として云々というような話がありましたけれども、実際私は決算特別委員会の本会議において、反対討論のときにはこういうことを言っているのです。

職員の健康状態や健康管理の把握について審査したところ、36協定の未整備や時間外勤務、月100時間を143時間、年720時間を722時間と、いずれも法令で定められている時間数を超えている状況にあります。

さらに、七飯町職員安全衛生管理規則の第15条では、委員会は原則として月1回以上、委員長が招集し開催することになっているが、平成28年度、平成29年度、令和元年度は年に一度しか開催されず、平成30年度、令和2年度は全く開かれていない状況です。これは明らかに法令違反であり、大きな問題でありますというような話をしているにも関わらず、昨日の答弁の中には、法令違反はないというような表現がありましたので、これはぜひ答弁の修正をお願いしたいということと、もう一つには、副町長のほうから、特別委員会の議決イコール本会議の議決、いわゆる、反対でも賛成でもイコールになるような、そういう誘導するような、例えば、特別委員会で賛成しても本会議で反対なら反対でいいのです。それぞれの機関の中で議決をしていくわけですから。それがあたかもイコールでなければ何か理解できないというような表現で、不適切な誘導をするような発言がありましたので、これは取り消していたきたい。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 田村議員の議事進行について、議会運営委員会で精査いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（青山金助） 休憩前に引き続き、再開

いたします。

田村議員の議事進行に係る議会運営委員会の報告を求めます。

川上委員長。

○議会運営委員長（川上弘一） それでは、田村議員からの議事進行につきまして、議会運営委員会において協議いたしました結果、昨日の若山議員の質問に対する総務財政課長の答弁の中で不適切な発言がございましたので、後日、今定例会中に発言の取消しが提案されることになりました。

また、昨日の副町長の答弁につきましても一部誤解を招く答弁がございましたので、副町長に本会議上での発言の申出がございました。

以上、報告といたします。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えしてまいります。

田村議員からの議事進行についてお答えしてまいります。

昨日の若山議員の一般質問に対して、決裁に当たり、認定・不認定の採決に誘導するような発言ではないかということについて、お答えしてまいります。

私の発言は採決の結果に驚き、今後に影響を与えるような誘導をする意図もなく、これまでと違う結果に対しまして、戸惑いを感じ誤解を招く発言になったものであり、御理解をお願い申し上げます。

○副議長（青山金助） 一般質問を続けます。

昨日の若山議員の一般質問に対する答弁より入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えしてまいります。

昨日の一般質問の答弁において速やかな答弁ができず、貴重な時間を費やし、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、御質問に対してお答えしてまいります。

御質問は、大中山小学校の電気暖房費の件と職員の安全衛生委員会の件についての2点で、地方自治法第233条第7項による措置の内容を議会

に報告するべきでは、とのことでございます。

令和2年度決算特別委員会の町長への総括質疑において、大中山小学校の電気暖房費の件については、昨年7月9日開催の民生文教常任委員会において、体育館の暖房方式と介して冬期間に使用する暖房ということから、冬期間に現地調査をして温度のモニタリング、暖房計器の設定温度の運用状況、体育館換気扇の動作状況などを確認し、その結果を踏まえて対応してまいりますと回答しております。

その結果の報告については、暖房費ということから、現在、冬期間の調査中のため、その結果が出次第、所管事務調査を行っていただいた民生文教常任委員会に報告することが適切と考えております。

次に、職員の安全衛生委員会の件については、今後は職場環境の改善や職員の健康管理の徹底などを図るため、安全衛生委員会の定期開催はもとより、詳細な実態把握や適切な指導を行わせるとともに、担当部課長に対しても十分な目配りを行うことについて、周知徹底を図ってまいりますと回答しております。

大いに反省すべき点と真摯に受け止めて、今後については、改善の経過を含めて総務財政常任委員会に報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 昨日の質問からの流れをちょっとつかむようであれなのですけれども、確認しますけれども、今、副町長が答弁した内容については、対応はするのだと、だけれども、地方自治法第233条第7項で定める対応ではないのだということを言っているということでしょうか。

今、副町長が答弁された内容については、地方自治法第233条第7項の決算が不認定になったことに基づいての対応ではなく、特別委員会等で町長が総括質疑で答えた内容の履行があるだけだという、そういうことなのでしょうか。

今のようなものを、この法律が求めているのは、議会への報告、公表ということなのですが、総務財政、民文等の常任委員会に報告する

ということではないのですけれども、そのところをちょっと。この質問の肝は、その法律に基づいた対応をしないのですかということ、項目はそれはいろいろ見解があるのでしょうか、ということ言ってるので、その2点について今対応しているということであれば、この法律に基づく対応だということによろしいのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えしてまいります。

法律に基づく対応ではございません。私どもについては常任委員会、先ほど申し上げましたけれども、民生文教常任委員会と総務財政常任委員会のほうに反省も含めて報告させていただくという対応をさせていただくという考え方でございます。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） それでは、見解の相違というか納得できないというのは私の考えですけれども、要は昨日たくさん言われた10項目、いろいろ分析したけれども、対応する、答える必要はないというようなことでお話があったのですけれども、例えば、道の駅の借地の問題なんかについては、事情が変わったので今すぐ購入はできないということがあって、であれば、我々としては交渉記録等を見せていただいてその事情を教えてくださいと議会が求めたのに対して、今後の交渉に対して差し障りがあるのでお見せできませんと言われたら、我々何ももうその後確認のしようがないわけです。

この道の駅の借地問題については、現在の町長がいる間に本来であれば解決すべき問題ではないのかというのが、その質問の趣旨とかだったのですけれども、それはない、けれども答えないと。

あるいは峠下2号線の道路の拡張工事についても、温浴施設ができるから交通量が大変増える、そのために見直しをするのだという前提で当初予算の説明を受けたわけです。けれども、温浴施設は延期されて、来ないと、そういう状況に対し

てどうなのですかという質問をいろいろしているわけです。だから、それに対してはこうやってやっているし、こういう事情があるのだということで説明を受ければ、我々としてもそうかなとは思う。だけれども、大中山小学校の電気暖房についての冬期間の調査だと労働問題については、やると言っているわけですから、第233条第7項の対応ということで議会へ報告するし、公表もしますということでもいいのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう、ということと、もう一つは、副町長が昨日おっしゃっていた決算審査特別委員会で認定されたと、本会議で否決されたと、令和2年度の決算については。

だけれども、ちょっと昔の話になりますけれども、令和1年度の決算審査の状況を思い出していただきたい。決算審査特別委員会で不認定になったのです。本会議で採決の仕方によってちょっと混乱があつて認定になってしまった。このときに副町長はあれですか。特別委員会の決議を重要視して、何か対応を立てなければいけないとかそういうことを考えたのですか。自分の都合のいい結果だけをとって対応しているのではないかと、そういうふうに思えるわけですけれども、いかがなものでしょうか。そこについて令和元年の決算のときにどうだったのか、そこをちょっと答えていただきたいのと、僕が言いたいのは、少数意見だとか反対意見についてもじっくり耳を傾けていただいて議論していきたいと、それに対してしっかり説明をしてやっていただきたいという、そういうところがこの第233条第7項とかでの規定で定められているのかなと思っているわけです。そのところについてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） 令和元年度の決算の話がございましたけれども、私どもの立場からするのであれば、最終的には認定というようになる形でございます。決算特別委員会では、確かに不認定というような形のものでございます。その不認定の部分については真摯に受け止めながら、変えるものは変えていく、直すときには直していくというような形の中で継続的に行っているというような状況です。

具体的にはどうのこうのというのはこの場ではちょっと申し上げられませんが、そういう考え方で行政の事務については進めているということで、まず御理解いただきたいなと思っています。

いろいろな決算の案件については、決算としてなじむものなじまないものそれぞれでございます。行政の中の継続の事務としてはずっとやっていくのですが、では令和2年度の決算になじむかなじまないかというのは、またちょっと話としては別のものかなと。そういうことで、総務財政課長が昨日の答弁でお答えさせていただいたと。

ただ、内容的なものについては、いろいろ特別委員会の中で非常に議論いただいたということについては承っていますので、それについても継続的に進めていくという形のものになろうかなと思います。それについてはその都度議会のほうにも御説明すべき話だと思うのです。それがなくなったというわけではないのですが、その令和2年度の決算になじむかなじまないかという判断をさせていただいたということで、まず御理解をいただきたいなと思っています。

そして、今、決算の部分について、大中山小学校の電気暖房と労働安全衛生委員会の関係につきましても、私どもが大いに反省しているところであって、大中山の電気暖房については、いま現在調査中だよというお話をさせていただきましたが、その結果を踏まえて報告をさせていただきたいと。それが今の第233条第7項についてでもいいのではないかと考えてございますが、私どもからするのであれば、町長の総括質疑でも申し上げておりますけれども、そのような形で町長の発言については十分に報告しているという考え方をさせていただきますので、それは労働安全衛生委員会の方向についても同じですが、そんなような形の中で報告させていただいたという捉え方をしているということで、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 次の質問もあるので、あまりこれにこだわりたくないのですが、要

は、総括質疑での答弁はあくまでもその委員会での答弁であって、議会の議決で否決した、不認定になったと、それに対して何か対応する必要があるれば議会への報告や公表をしなければいけないというのが第233条第7項です。なおかつ今対応する指示も出している、報告もする予定だという、であれば、なぜ第233条第7項のこととしての、その規定として報告もするし公表もしますよと、今後は気をつけていきますよということで説明ができないのかなと思うのですけれども。

それで、先ほどからの副町長の話でいくと、令和2年度決算は本会議で否決されたけれども、特別委員会では認定された。令和元年については逆だったけれども、最終的な本会議で認定になったのだからと受け止めた。昨日は確かに本会議のあれとちょっとやり取りが、先ほど修正があったのであれですけども、あくまでも賛成になったら自分たちに都合がいい、何もやっていないわけですからもういいわと。だって、僕ら議会も錯誤であったとしても、投票の結果として認定扱いになったのであれば、それに対しては何も言いません、それに対しては。だけれども、今回は議会の決議として否決されたわけですから。不認定になったわけですから。それに対して、昨日いろいろ分析を10項目挙げていただきましたけれども、少なくともその2項目については、対応もしているし常任委員会に報告するという扱いをしているわけですから。なぜそれを議会に報告する、進捗とか結果について公表しますよということが言えないのか、そこところがちょっとよく分からないのですけれども、もう一度その辺についてお答えいただきたいと思います。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） 令和元年度の決算につきましては、本会議の中で確かに認定というふうになりましたけれども、それについて私のほうからコメントする立場にはないのではないかと感じております。

それが特別委員会でも不認定であって、本会議でも不認定であれば当然今の言われた第233条第7項のほうでそういう措置の関係について申し上げられるべきことがあるのであれば申し上げてい

かなければならない、報告しなければ駄目なことは報告しなければ駄目だというふうに認識をしてございます。

そして、今回の場合については、何回もくどいようでございますが、私どもからするのであれば、町長の総括質疑を得て、その部分については改善点をお示ししたというような形の中で方向性もお示ししたというような中で、そういう考え方をしているということで御理解をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 条文については、第3項の規定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないと定められております。

議決を受けて、それに対してということなのです。特別委員会でのやり取りでどうこうしなければいけないというわけではないわけです。であれば、その二つについては今実際やっているわけですから、それに対して、一生懸命やっているわけですから、それをこの条文に基づく対応で公表もするし議会に報告もきちっとしますよというふうに言ういただければ済むのではないかと思うのですけれども、なぜそこにこだわるのかよく分からないのですけれども、最後にもう一度そここの考え方を教えていただきたいなと思いません。

それと言わせてもらえば、令和元年度のときには最終的に認定になったからよしよしで、令和2年度は逆転して不認定になったから、何か変だなというのはバランスというか、説明にちょっと欠くのではないかなと思うのですけれども、それはいろいろな考え方があるので、それはそれでよしとしますけれども、今回あくまでも決算について議会が否決されて、それに対して対応をするべきではないのかという質問なのです。だから、そこについてもう一度だけ答えていただきたいと思えます。もしそれで今までどおりであれば、もう次に進みたいと思えますけれども、もう一度最後に

お願いします。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） それではお答えします。

ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんが、私どもについては、今の考え方としては先に申し述べたとおりのような形の中で、それぞれ御指摘のあったものについては民生文教常任委員会だとか総務財政常任委員会だとか、その辺について報告をさせていただきたいと、こういう考え方で捉えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 1問目はこれ以上話しても見解の相違で水かけ論になりそうですので、ここで止めて2問目に移ります。

2問目です。新型コロナウイルス感染者の自宅療養者等に対するサポート体制についてでございます。

新型コロナ「オミクロン」の感染者が七飯町でも急増している。その中で令和4年第1回七飯町議会臨時会の町長挨拶の中で、「陽性と認定された方は渡島保健所の指導により、自宅療養者として外出が制限されるという状況下にある」こと、「自宅療養期間中の食時や日用品の支給については、渡島保健所から必要となる日数分の提供があることを確認している」こと「町としても、今後さらなる感染拡大への可能性を見据え、感染者から要望があった場合の食事や日用品の提供について、必要に応じて積極的な支援を行っていく」ことが報告された。

町としてできることは限られている中、積極的な支援は非常に素晴らしいことだと感じた。については、自宅療養者等に対する保健所や町のサポート体制について伺いたい。

1として、渡島保健所から提供があるとされている新型コロナウイルス感染者の自宅療養者への食事や日用品の支給とは、どのような仕組みとなっているのか。支給するものはどのような内容か。また、七飯町の町民ではどのくらい利用されているか。

2として、食事や日用品の支給は自宅療養者だけか。濃厚接触者にも要望があれば提供されるのか。

3として、渡島保健所から提供があるのに、町も自宅療養者から要望があった場合に、食事や日用品の提供について必要に応じて積極的な支援を行っていくということは、どのように実施することを想定しているものなのか。要望があった場合に渡島保健所へつなぐということか。渡島保健所が支給しないものを支給するということか。食事や日用品等の支給品を渡島保健所に提供するということか。それとも何か別な支援なのか。また、既に支援した実績はあるのか。

4として、新型コロナの感染者情報等は極めてナーバスなものと思われるが、自宅療養者等への支援に当たり、個人情報等の取扱いはどのように留意されているか。

以上です。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしてまいりたいと思っております。

新型コロナ感染者の自宅療養者等に対するサポート体制について、1点目から順にお答えしてまいります。

1点目については、渡島保健所が陽性者として判定がなされた自宅療養者に対して、食料品や日用品を御本人の希望を確認し配布されているものと把握しております。支給品の内容については、10日分の支給品として、レトルト食品、缶詰、カップラーメン、電子レンジで温める御飯、野菜ジュース、ティッシュペーパーやトイレトペーパー、感染予防対策用の消耗品などとなっております。また、利用割合については、概ね対象者の半数が希望されているとの情報をお聞きしております。

2点目については、渡島保健所では陽性判定がなされた自宅療養者の分として支給されており、濃厚接触者はマスクや手指消毒の感染対策、人との接触を避けながら短時間での買い物は許されていることから、食料品や日用品の提供は行ってはいないと伺っております。

3点目については、1月中旬以降、道内でも急速に感染が拡大し、七飯町においても2月初旬以降、急速に感染が拡大し始め、北海道がとりまとめて手配している食料品や日用品の配達を7日か

ら8日と大幅に遅れているとの情報から、日々道から提供のある自宅療養者リストを元に、保健師が電話により現在の健康状態と食料品や日用品の有無を確認し、北海道からの支給品が届くまでの緊急的措置として、3日分の食料品や日用品を独自に手配し、速やかに自宅へお届けするという支援を実施している状況でございます。この支援は、2月10日以降の発症者を対象に現在も継続して行っているサポート事業でございます。支援した実績ではありますが、2月28日現在205名の支援をしております。

4点目については、感染者の情報等に関して、当該支援業務に関わる最低限のスタッフと共有しており、守秘義務の徹底と保管方法についても管理徹底し、行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 今回この質問をやると思ったのは、七飯町もいい仕事をしているのではないかと、そういうコロナに対して何かできることをやっていくと。だけれども、であればもっとアピールするなり何かして、七飯町はこういうことをやっているのだよ、困っても助けますよということをもっとアピールしてもいいのではないかなという思いと、逆に最後に出てきた情報の管理、あそこの誰々が感染者だ、濃厚接触者だというようなものが、品物を届けたらその家その感染者だということが明らかになってしまうのではないかと。あるいは、職員の情報として、その届けた人があそこの家とはかってこういうことになってしまうのではないかとということで、そういうところの管理だとかそういうものは大丈夫なのか。難しいテーマを含んでいるので、ちょっと確認してみようということで質問させていただきました。

まず、再質問として1点目は、今、副町長が答弁されましたけれども、僕はこれ民生部の御仕事なのかなと、支援として、と思っておりましたけれども、これは七飯町の役場としては、どこの部署が担当されるものなののでしょうか。北斗市では総務部総務課、なんかそういうところが担当しているというようなことで、誰がやっているのかとい

うことと、これに係る費用、物を買うわけですね、いろいろなものを。これについては、費用の面というかそういう予算の面とかというのは、どのように対応されているのだろうかかなというところをちょっと確認したいなというふうに思います。

205名の提供しているということで、すごい数だなと思います。ただ、感染者の数も七飯町非常に多いわけで、何かその中でスムーズにできているのかどうか。北斗の例を見ますと、道が配布する保健所が配布するまでのつなぎとして3日分を出すとか、何かそういうようなことがあるのですけれども、七飯町としてはその辺をどういうときにどういうあれをするのかというところを、ちょっとそのスキームを確認したいなと思うのと、町民は実際分かっているのでしょうか。何かあったときに町に連絡すれば、そういう支給されるのですよということ。あるいは保健所と町の感染者情報について共有していて、どこどこに対してアプローチするのか、何か連絡が来るのを待っているのか、そここのところについて積極的な支援と言っているのですけれども、その辺について何か対策だとかやり方のようなものがあれば、教えていただきたいなと思うのですけれども。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしてまいります。

まず、担当の部署というようにございしますが、私、御存じかと思いますが、民生部長も事務取扱承っていますので、私が総括していろいろな範囲内で、総務部長も取り扱っていますので、その辺併せてお答えしているということで御理解お願いしたいなと思っています。

直接の担当としましては、今の自宅療養者の食料品中心の配布については子育て健康支援課と情報防災課が主になって、そこから情報が流れないような形の中で整理をしてやっているということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、その流れを申し上げますと、情報防災課のほうに保健所のほうから自宅療養者のリストというのが届きます。これにつきましてはの考え方なのですが、もし万一大きな災害があったときに、自宅療養者、陽性

者、感染者がいる場合についての対応が変わるだろうというようなこともございまして、これは北斗市も同じような状況になると思いますけれども、そういうところにまずリストが来るということです。

そのリストに基づいて、これは消防だとかも連携をとっていく。ということはおかかった方が急にお亡くなりになった場合に、では救急車を手配することになりますので、そのあたりは横の連携をとりながら進めているということになります。

その自宅療養者の名簿を元に、かなり北海道の食料関係について遅延をしているというようなことで、自宅療養者のリストを子育て健康支援課のほうと共有して、保健師から健康状態も含めてお聞きして、今、食料は北海道のほうから届いてますかとか、そういう話の連絡を確認させていただきます。それで、まだ届いていないという形になれば、3日分の食料ですがお届けしますよという話をさせていただいて、いま現在そのような執務で確認をとって、食料については希望する希望していない方おられますので、希望する方についてはその都度連絡をとって確認をして行っているというような状況になってございます。

費用の関係につきましては、これについては前の臨時会のときに町長のほうからも挨拶の中でお話させていただいて、予備費だとかそういうもので対応させていただきたいと。というのは、毎日感染者が増えてきてどのくらいの予算をとっているのかどうかというのは、ちょっと雲をつかむような形になります。

いつまで続くのだろうかということもございまして、北海道の支援の関係が滞りなく届くような形になれば、大体終わりだと、こういうような判断がつくので、そのあたりも情報をいただきながらいま現在進めているというような状況になります。予備費というような形でございます。

費用については、一応3日分というような形をとっていただきまして、一応食料品等については3日分で6,600円ほど、だから一日2,200円ほどの金額になろうかと、これは北海道とほぼ変わらないような金額になっています。それと配送関係についての郵送料というような形の届けの

経費を見てございます。それでいきますと、1件当たりというのようになりますと、いま現在7,880円というような金額でやらせていただいているというようなことです。これは3日分というような形、お届けするのは1回で済むのですがそのような形でございます。

あと、ちょっと3日分の考え方は北斗と同じような状態の中で、速やかに自宅療養者が判明次第すぐ電話連絡をして、必要か必要じゃないかと、届いているか届いていないかというような判断をして3日分をすぐ届けると。その後に北海道のほうからまた支援がつなぎとしてありますよというような形でございます。正味、大体今の関係でいくと1日か2日くらいにはお届けできるのかなと、北海道の自宅療養者の判明してから、次の日には大体届けるような形の中でいま現在進めているというようなことでございます。

あと、もし答弁漏れがありましたら、もう1回質問していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 副町長が答弁しているのだけれども、民生部長事務取扱いと総務部長の立場で答弁しているということで考えてよろしいということですね。僕は民生部の方が答弁するのかなと思っていたものですから、そのところはあれです。

あと答弁漏れというか一つ確認したかったのは、アピール、何かやっているというのが分かる何かそういうものをホームページに載せているのか、何かそういうようなことを考えているのかどうか。

北斗市の例が2月17日の新聞に出ていて、インターネット検索すると、記者発表連絡票ということで、北斗市自宅療養支援セットについてということで、投げ込みというのですか、そういうのをやっていますよというような形があって、それにいろいろ書いてこうやってやっていますよということを挙げているのですけれども、確かに自宅療養される皆様へということで、北海道のホームページに載っていて、自宅療養セットについてと

いうことで、いろいろこういうものをこういう形でやっているというのは確かに分かりますし、テレビ報道などでも、もう一週間も10日も届かないというようなところがあったりして、これについてはぜひ頑張っていたきたいなと思いますし、そういう予算の対応についてもクリアされているということであれば、問題ないのかなというふうに思います。

それで、確認というかそういう何かアピールというのと、今、説明があった中で、保健所と情報防災課のほうで感染者のリストで共有するものがあり、そこに働きかけるわけですか。何か支援が必要ですかということ。それとも支援を待つわけですか。そこをちょっと、リストがありますので、働きかけて何か必要ですかということ。対応しているのかどうか、そこをちょっと教えてほしいのと、205名というのはこれ全て感染者ですか。濃厚接触者も含めてというか、感染者の方どのくらいの割合が利用されているのかなと、205名、これについてはどのくらいの割合になるのかなと、その辺のところをちょっと感触で構いませんので教えていただければと思います。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） ではお答えしてまいります。

今の形の支援の関係についてのアピールというようなことでございますけれども、これは私も少し、やり過ぎると個人情報漏れる可能性もあります。だから、ある程度限定していったほうがいいのかなという形、いいことは当然アピールすべきなのだけれども、大々的にやってしまうといろいろな形の要望が来たときには、多分収拾がつかなくなる恐れもあるというようなことで、極力本当に困っている方について支援をしていきたいという、実は困っている方は我々のところにもこういう相談事は必ず来ますので、止めているわけでも何でもないで、その辺についてあまりアピールする案件かなということで、ちょっと疑問を持ちながらしていつていると、個人情報第一に優先しているというようなことになります。

それと、先ほどもちょっと触れてなかなか理解

しづらいところもあるかもしれませんが、一応保健所のほうから情報防災課に自宅療養リストということで毎日入ってきます。誰々が感染しましたというような形のものを受けて、これも個人情報ですからあまりお話しすると、どうのこうのというトラブルになる可能性はありますが、実際問題どういうやり方をされているのかというのであれば、具体的にお話ししないと駄目かなということでお話しすると、そのリストを保健師のほうにお渡しして、保健師のほうから直接感染者の方に電話連絡をして、することは今健康状態はどうですかとか、北海道の食料関係については届いていますかと、そういう話の情報をお聞きすると。それで、では食料が困っているというのであれば3日分の食料をお届けしますかという形の中で確認をとって、そういう行動をしています。

非常に今の中で私の聞いている範囲になりますけれども、個人情報どうして分かったのですかとか、かなんとか、そういうのを言ってもまだ来ていない、本当に困っているから何とか助かりましたとか、そういう部分のお礼の形の電話応対になっているようでございます。というような形のやり取りをしているということです。

それと、2月28日205名とうお話しさせていただきましたが、対象者は248名です。全て陽性者ということです。濃厚接触者は入ってございません。248名のうち205名の方が食料とか3日分について助かりますというような形の希望をされているというようなことになってございます。毎日こういうことを今続けているという状況になっているということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 248名中205名ということは、相当な割合で必要としているし、多分喜ばれているのだと思えます。もっとあれが欲しいこれが欲しいと言ったら切りがないけれども、最低限のその食品と日用品を届けてもらえるというのは、これは災害の場合もそうですけれども、すぐ救援してくれるというのはありがたいものだと思うし、町がそこまで面倒見てくれるとい

うのは非常にいいことだと思うし、僕としてはもっとこういふうにやっていますよというところを言って、明日誰がかかるか分からないわけです。そのときに、町からこういう支援がありますよと、町は手厚くそういうのをやってくれますよというところを知らしめるのも、一つの方法なのではないかなと思います。予算の問題だとかそういうのはあるのかもしれないけれども、きちっとそこはやっていただきたいなというふうに思えます。

それと、個人情報とかといって病名とかそういうものは、機微情報ということで扱いが特に厳しいものではあるのですけれども、命を守るとかそういうことで多少そういうのをクリアできるものもあります。きちっと管理するし、公にさらさないというような必要性は十分あると思えますけれども、その辺のところはもっと積極的にやってもいいのかなというふうに思えます。

それと、北斗の例でいくと、総務課の職員が配達しますとか何かなっているのです。市役所保健福祉課、総務課の職員が配達しますとかかなっている。七飯町の場合は宅配とかになるわけですか。それとも保健師の方が届けるとかそういうような扱いになっているわけですか。そのこのところをどのような仕組みでやっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） 積極的なアピールについては、かなり慎重に扱うべき案件かなと思ってございます。やることによっていろいろな形、これは予算という話ではなくて、そういう部分については少し慎重に考えていきたいなと思ってございます。やっぱり個人情報の関係について、できるだけ漏れないような形の中でいま現在扱っているというようなことで、御理解をいただきたいなと思ってございます。

配達の関係でございますけれども、私どもいま現在やっていったこと、北斗は職員でやっているという部分だとか、そういうことであろうかと思えますけれども、うちのほうについては、コンビニのほうにお願いしまして、それはコンビニのほうでもともと配達業務をやっているところについ

てお願いをしております。その範囲が大沼方面という、遠ければなかなか手が回らないといいたまうでしょうか、そういった分の人員もないような形の中で、大体藤城から大川くらいまでの配達をお願いしているというような形です。そのほか峠下、大沼方面については、職員が代行をして配達しているというような形のものをとらせていただいています。それも速やかにやっていくという中で進めてきた案件でございますので、まず物がそろわなければ駄目だとか、そういういろいろな状況の中で判断したということで御理解をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） そのときに配達の仕方でも、ちょっと思ったことがあってあれなのですけれども、今コンビニをお願いして届けてもらうというようなお話のようだったのですけれども、どこどこに何かを届けるというそういうセットとかになると、その先は感染者だというようなことで分かってしまうとか、そういうような問題というのはやむを得ないのかもしれないのですけれども、その辺のところの配慮はどうなのでしょう。どここの住所にこのセットを送ってくれとなると、その家は感染者が出たところだということをコンビニの依頼を受けた方がそう思うというか、そのような情報の管理とか、その辺については特に検討とか何かそういうのはされていないのでしょうか。なかなか難しい問題だと思っておりますけれども、その家が感染者だというのは、これはまだ今の状況下から大っぴらにできないものであると思っておりますので、だからそのところをどのように注意されているのかなということで、ちょっと御意見というか、お聞きしたいと思っております。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） 今の配達の関係ですが、実際こうやる段階でそれが一番懸案だなと、漏れないようにするにはどうしたらいいというような形のものには検討させていただいて、それについては委託をお願いした業者のほうとつきつ約束事といたしまして、そういう形でやらせていただい

てございます。そういう点は配達についても十分その辺は漏れないような形の中で進めていっているという、まず御理解いただきたいなと思っております。

そして、一番おっかないのは渡すときにどう渡すのだというような部分も当然あるわけですが、一応インターホンとか普通に押してお届けにまいりましたという形の中で、玄関の前に置いておきますというような形で、直接手渡ししないような方向の中でやり取りをしているということで、併せてお話をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 配達その他についてはなかなか難しい問題をはらんでいるのだと思うのですけれども、今の答弁でいくと、要はコンビニとか取引の商慣行からいう注意義務、そういうものがあるという前提で守秘義務契約を結んでいるわけではないと思うのですけれども、そういう守秘義務があって大丈夫だろうと、そういうことでよろしいわけでしょうか。それしか方法がないのであればもうしようがないと思うのですけれども、道なんか宅配になっているわけですし。だから、そういう意味ではそのところの注意は要らないのかどうか、もう一度お願いしたいのですけれども。

○副議長（青山金助） 副町長。

○副町長（宮田 東） 守秘義務の関係ですが、当然守秘義務の状況をつけて配達をお願いしているという形で御理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 大変素晴らしい事業をしているのではないかなと思っておりますし、良きことは密かにやるという、そういうのもありますけれども、もっとアピールしてもいいのではないかなと思っておりますし、町の仕事としてやっていただければなと思っております。感染がこれからどのようになるか分からないのですけれども、安心というか不安な方に不安や負担を減らすという意味で、こういう

ような事業をどんどんやっていただきたいというふうに思います。

それで今の2問目は終わります。

次、3問目、七飯町防災行政無線施設について。

令和2年度に予算措置されたアナログからデジタルへ移行する防災行政無線の変更事業の実施状況並びに令和3年9月10日付で改正された七飯町防災行政無線施設の設置条例（平成9年3月24日、条例第2号）の運用等について伺いたい。

1として、防災行政無線施設の更新事業の進捗状況はどうなっているかと、既に稼働しているのか。

2として、昨年NTTドコモの通信に不具合が発生し、携帯やスマホがつながりづらくなるということがあったが、仮に当町の防災行政無線が稼働していたとした場合に、当該防災行政無線に影響はなかったのかと。

3として、七飯町防災行政無線施設の設置条例（平成9年3月24日、条例第2号）第3条受信機器により、屋内受信機器の設置場所及び設置限度数が別表第2のとおりと定められている。この別表第2の設置場所8に、北海道駒ヶ岳火山避難計画に規定する避難区域に居住する者の住家となっている。北海道駒ヶ岳火山避難計画（令和3年6月）、七飯町防災ハザードマップ（令和2年12月）による第1次避難区域、第2次避難区域とあるが、同じ大沼町でもこの区域から外れる区域があり、屋内受信機器が設置されていない住家があるが問題はないか。

以上です。

○副議長（青山金助） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、お答えしてまいります。

初めに、1点目の防災行政無線施設の更新事業の進捗状況ですが、本事業は令和2年度からの繰越事業で事業完了を令和4年3月31日となっており、現在、完了検査に向けた準備をしているところです。更新後の防災行政無線は既に稼働しており、2月から開始している17時の音楽による定時放送や2月16日の全国一斉J-アラート試験放送など一斉放送を実施しており、問題なく稼

働していることを確認しています。

屋内受信機の配付及び旧屋内受信機の撤去については現在も実施しておりますが、事業完了の3月末までに全て終了する予定で進められております。

2点目のNTTドコモの通信障害の件ですが、昨年10月にドコモのネットワーク工事の切り戻しに伴い、通信障害が全国で発生し、通話及びデータ通信がしにくい状況が起きております。昨年10月のような原因の障害である場合の影響をNTTドコモに問い合わせいたしましたところ、影響がないとは言い切れないというような回答でした。ただ、この切り戻しの作業につきましては、ヒューマンエラー的要素が強いということから、再発防止対策を徹底しているという回答をいただいております。また、同様の通信障害が発生した場合を想定し、NTTドコモとの連絡体制の整備、屋外子局の疎通確認など、できる限りの対応がとれるよう体制を構築してまいります。

3点目の大沼町の一部へ屋内受信機が設置されていない件でございます。

このたびの防災行政無線の更新に当たり、令和3年3月定例会におきまして、七飯町防災行政無線施設の設置条例の一部改正を議決いただきました。

改正の内容で、屋内受信機器の設置場所について、改正前は大沼地区全域の世帯に設置となっておりましたが、改正後につきましては北海道駒ヶ岳火山避難計画に規定いたします避難区域に居住する世帯の設置となっております。

具体的には字大沼町、字西大沼町の一部が避難区域外ですので、設置の対象から外れております。ただし、避難区域外の方でも要配慮者世帯、それから町内会長宅などには設置されている状況となっております。

このたびの更新に当たり、駒ヶ岳噴火避難区域の受信機設置を対象外とした経緯といたしましては、災害情報を受診できるデバイスが旧防災行政無線の設置時（平成9年）になりますが、旧防災行政無線の設置時とは大きく異なっているという点です。現在では、スマートフォンなど災害情報を直接受信できる端末が普及しているほか、テレ

ビのデータ放送など災害情報を受信する仕組みが充実しています。駒ヶ岳の危険区域は火山の際に発生するおそれがある火砕流や火災サージ、火災泥流など危険が及ぶ地域として、専門家の意見をもとに設定されました。このたびの防災無線の更新についての屋内受信機の配付対象は、駒ヶ岳の危険区域のほか、浸水危険区域や土砂災害危険区域など、特に危険な地域に設置することとしたところ です。

災害時の情報伝達、情報収集手段は、様々な方法が各機関で充実させてきておりますが、住民がその手段を知らなければいくら準備されていても活用することができません。このことから、災害時の情報伝達を含め、防災に関する周知・PRを今後も継続的に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解ください。

以上となります。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 七飯町防災行政無線施設の設置条例、これ議論したときに、何点が質問はしたのですけれども、僕、勘違いというかてっきり大沼地区には全部戸別受信機が設置されるのだろうと思っていました。表現は変わったのだけれども、だと思っていました。それで、今回いろいろな人に話を聞いたら、うちは対象外でつかないのだよと大沼の人に話を聞いたりして、どうなっているのかということで条例とかいろいろ調べてみたら、確かに対象外だと、ここで言う北海道駒ヶ岳火山避難計画に規定する避難区域に居住する者の住家となっていて、防災マップのこのページでいくと、二重のあれがあって、これが一番新しいあれなのかなと思っているのですけれども、大沼公園や大沼駅近くの住家については対象外なわけ です。だから、駒ヶ岳がすぐ見えて道路一つ隔てて受信機を置く家があり、そうでない家があるというのは、安心感としてちょっとどうなのかなと。だから、明確にこういう理由からここはいるけれどもこっちは要らないと、もう避難しなくていいんだというようなことなのかどうか。あるいは、最後に町長が認めるところには設置しますよという説明があったので、この間確か聞いたときには、別表のところの8は410件という回答が

あって、そのぐらいなのかなと漠然と思ったのだけれども、対象になるところとならないところがあると、そこについてもう少しここはなくても大丈夫なのかどうかというのと、第1次避難区域、第2次避難区域で駒ヶ岳火山避難計画、これを見ると、第3次避難区域というのがあって、これについては特に定めないというか、そのときの状況によって指定しますよという形になっているような表現があって、その第3次何とかというのは、小噴火、中噴火、大噴火というような区分があったりして、それでどうなるかは全く分からないと、今のところこの第1次、第2次避難区域の内容については、火口から何キロ離れているという同心円上の中である程度区分けしているような形で、これについては七飯町が決めているものではないのであれなのですけれども、安心・安全の関係からいくと大沼地区については全部設置する必要があるのではないかという思いがあって、それに対してちょっともう一度答弁お願いしたいのと、この予算の時に議論しましたけれども、本当にこの仕組みでいざというときに住民の避難に役立つような仕組みなのかどうかという、そういう心配はあります。ここまでもうできたわけですから、それを活用するしかなくて、僕の家にもこういう10センチ立方体、キューブが届いて、今は時計のような役割をしているだけなのですけれども、あれで本当に大丈夫なのかどうかと。

それで、今回この質問をつくる前に、既に総務財政常任委員会の所管と重なって報告書が出ておりました、ダブってしまうところもあるかもしれないのですけれども、その中でも風雨等の物理的な要因による伝達に課題で問題なしとしないとか何か、そういうようなニュアンスものもあって、ちょっとこれから運用で大丈夫なのかと確認をしていく中で、いろいろテストをやって大丈夫だというような答弁だったので、今配られたNTTデータの防災コミュニケーションシステムの戸別受信機器LPWNA内蔵と、この機器については、セットするとこの家が稼働したとか何とかというのは七飯町のほうで把握できるわけですか。こちらから特別に信号も送れるというような形で導入のときに説明があったのですけれど

も、どの家がもうセットしているのか。先ほどの説明でちょっとなかったのですけれども、今もう何件くらいそれがいついて、まだ配置されていないのが何件くらいあるのかとか、その辺のところはどうなのでしょう。お年寄りがあの機械を扱えるのかというような、その辺のところはどうなのでしょう。この説明要領があって、基づいてあれなのだけれども、非常にちょっと分かりづらいところもあって、その辺に対する対応、その辺は何か考えているのかどうか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、一部の地区の方に話を聞くと、屋外拡声器の音が割れているのではないかと、そういうような意見もあったのですけれども、これについては過渡期的なものなのか、それともこのままでいくしかないのか、その辺のところをちょっと確認したいなと思います。

それと、機器にはラジオを聴けるような仕組みがあるようなのですけれども、説明会でそのラジオについてどうこうあったと、僕は出ていないのですけれども、それについて何か活用方法だとかそういうのがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

取りあえず、以上、質問お願いします。

○副議長（青山金助） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、お答えしてまいります。

まず、駒ヶ岳の避難区域の考え方でございます。先ほどの答弁と重なってしまうかもしれませんが、火砕流、それから火災サージなどの危険性が及ぶところを専門家の意見をもとに設定された区域でございます。火山といいますか、その防災無線の重要な役割の一つとしては、素早く迅速に情報を伝えなければならない災害については、この防災無線というのは重要な役割を果たすというところもありますので、今回はその火山について、火山が噴火した場合にいち早くその情報を得るためにということで、区域内のところに設置という区切りで決めさせていただいたところで

す。また、先ほども申したとおり、今まで大沼地区全体についていたのですが、今回対象外にしたと

いう経緯の中で、スマートフォンとかそれからデータ放送なんかも充実していきまして、災害が起きたときにスマートフォンをかなり利用しているという他の町の災害の調査なども出ておりますけれども、かなりの数がそのスマートフォンで災害情報を得ているというような実績もございます。そのようなことも鑑みまして、今回の防災無線は町でやっていますSNSなどとも自動的に連携して、情報を発信できるような仕組みも構築しました。

では大沼地区の現状はどのような感じなのかというところなのですが、件数につきましては、今回対象から外れた地区、大沼町、それから西大沼と一部なのですけれども、そこについて全体で大体720件くらいの対象の方がいます。要配慮者、高齢者の方については、大沼町、西大沼町についても今回の危険区域範囲外でも配付の対象となりますので、その件数が335件程度となっております。なので、大沼地区の今回対象外になった方でも高齢者等の該当で約4割ちょっとは配付になっているというところでは

す。また、やはり旧戸別受信機の撤去の作業を進めていく中で、今回新しい戸別受信機が来ないということを書いてきておられる方もいらっしゃいます。携帯電話とかでも同じような情報をとれますよという話もしているのですけれども、携帯電話をお持ちでなかったりとか、それでもすごく不安だからやっぱりほしいとかというところにつきましては、先ほど議員おっしゃっていました町長が必要と認めた場所というところの項目を適用しまして、配付しているような実績も数台ございます。ただ、そのような問い合わせをいただいて、今のように携帯電話とかでも同じ情報が流れますということをお伝えすると、ああそうなんだと、それは携帯のほうが便利だねという方もかなりいらっしゃるということも現実として今の状況であります。

あとは実際この防災無線が災害のときにきちんと活用できるのかどうかというところなのですけれども、そこは今までもお答えしていたとおり、既に設置されている同じ仕組みで運用されている自治体とかの例を過去に挙げさせていただいたの

ですけれども、私たちはこの仕組みで災害時もきちんと活用できるというもので選択しながら今まで整備を進めてきたところであります。ただ、今整備が終わってこれから運用にどんどん入っていくのですけれども、そこは常に改良を重ねながらというか、テストを重ねたりとか、いろいろなことを考えてより確実に活用できるようなことで、これから運用を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、戸別受信機の稼働しているかどうかということにつきましては、役場のほうから把握することができます。なので、配付しているのですけれどもまだ電気が入っていないとかということも分かります。また故障している場合とかも把握することができるものとなっております。

また、高齢者の方とか操作が分かるのかどうかという話でございます。大沼地区につきましては、説明会をやらさせていただいております。参加人数はそんなに多くはなかったのですが、防災無線の操作なんかは新しくなっているのでちょっと分かりにくいということもあるのでしょうかけれども、防災無線という意味その自体はもともとついていきますので、理解はかなりしていただいているという認識をしております。ただ、今回トンネルから函館側というか、今まで防災無線がなかったところに配付も始めて、郵便局をお願いして配付していただいているのですが、2月末で一応配付を一旦終了して、あとは不在の再配達とかその辺がまだ残っておりますけれども、そういう状況ですが、かなりの方がまず分からないとか設置の方法というかどうかというふうにつなげばいいか分からないとかという方がかなりのといっても1日10件ぐらいは電話が来ます。それで分からないところは職員が出向いて設置のお手伝いだったり説明をさせていただいているとか、あと電話越しでこういふうにつないてくださいとかということとで説明しているというような状況でございます。なので、やはり分からない方はたくさんいると思うのですけれども、今後も広報などで周知しながら、できるだけ活用していただくように努力していきたいというふうに考えております。

また、スピーカーの音が聞きにくいとか音が割

れているとかということなのですが、これは設置した業者と今調整しながら改良をしていきたいというところで作業を進めております。これは事業完了が今年度末となっておりますが、保守という考えの中で引き続き改良しながら聞きやすくなるように、音割れしているとか聞きにくいという意見は少しこちらとしても押さえているつもりでございますので、そこは改良していきたいというふうに思っております。

あとはラジオの件についてです。今回の戸別受信機については、ラジオの機能も含んだものとなっております。大沼地区についてはもともとラジオの電波が弱くて、この戸別受信機であれば受信の感度があまりいい製品ではなかったということで、なかなか受信がしづらいという状況がございました。これは発注した業者と相談しまして、発注した業者でラジオを別に用意して、大沼地区については配付するというようなことで現在配付の準備を進めているところでございます。

そのほか七飯側については、ラジオも入るような感じで活用されているお客さんもいますので、ラジオの活用といいますと災害時に情報を得るためにラジオというのはすごく重要なものだと感じておりますので、そのような活用という意味でラジオの件は考えてございます。

答弁漏れありましたら再度お願いします。以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 大沼地区で戸別受信機を配置しないというものに対しては、スマホで同じような機能ありますよと、これについてはソフトか何か入れて、そうしておけば七飯町が同時配信した情報に対して反応するというそういうことなのですか。今のままでもスマホさえ持っていれば七飯町からの情報が入ってくると、そういうふうに考えてよろしいのですか。そこのところをちょっと説明、機械に詳しい方はすぐ分かるのかもしれないのですけれども、そこのところのやり方、だから、そうであれば機械入れなくてもいいのではないかという考え方のようなのですけれども、そこのところをちょっとお願いしたいのと、先ほど質問した中で、配付すべき戸数、全体の

家、実際物を届けた先で稼働している先がどうか。戸別にどこの家はいつているけれども、まだスイッチ入れていないとか電源入れていないとか、あるいは接続が悪いとかというのあるかもしれないのですけれども、どのくらいの数の割合なのか。始まったばかりなのでまだ100%ではないと思うのですけれども、そここのところの数字がどうかというのと、実際機器を配ったのだけれども電源が入っていないというような先に対して、戸別にAさんのところはどうかという、そういう確認をこれから地道にしていけるのかどうか、そここのところで全体的にいざというときに稼働するのかどうかという。

それと、ほかの市町村で既にこの仕組みを入れているところの実績がありますよというお話をされるのですけれども、これ確か導入するときには実績はまだそんなにない新しい仕組みで、だけれどもいろいろな機能があって、これからの町の運営に役立つのだよというようなそういう説明もあったようなのですけれども、実際どこの市町村でこれが既に稼働しているとかという、あのときは確か苦小牧か、そういうようなお話があったようなのですけれども、そここのところの問題ないのだと、先ほどNTTドコモの通信の不具合があって、これはヒューマンエラーですよという話があったのだけれども、いざというときにそういうのは重なる心配かないのかどうか、そここのところをどのように担保するのかというのを、既に導入していますので地道に一つ一つつぶしていくしかないと思うのですけれども、その辺の見解を少し聞かせていただければと思います。

○副議長（青山金助） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、お答えしてまいります。

まず携帯電話、スマートフォンに防災情報が入る件についてでございます。

初めに、スマートフォンによくインストールされている皆さんお使いいただいているSNSのLINEというのがあります。今回の防災行政無線については、七飯町で通常から運用してございますLINEというところに登録していただきますと、この災害があったときとか、そのほかの行

政情報なんかもふだんから流していますが、そのような情報がとれると。また、それとは別にドコモとかau、ソフトバンクなんかは運用してございます緊急速報のメール、エリアメールとかといわれているものなのですが、それは何もソフトをインストールしていなくてもその電波を受けられれば、携帯の電源が入っていれば、聞いたことある方多いと思うのですが、緊急地震速報なんかはすごい大きい音で鳴ると思うのですけれども、あれはソフトとか何も入れなくても携帯電話をお持ちであれば鳴る、そのような感じで地震だったりそういうものは国、気象庁等から来た情報がまっすぐ流れる、当然その情報についても今回導入した防災無線も自動で連携しまして、屋外スピーカーだったり屋内の戸別受信機なんかも流せるというような仕組みをつくっております。

また、台数については、今回戸別受信機4,500台を導入のときに一緒に購入しております。それを今配付している状況で、先ほど言ったように、3日、4日前に郵便局が終わったところで、今幾ら配付されて幾ら稼働しているまでの集計はまだとれておりません。

また、先ほど言ったようにスマートフォンとかをお持ちで、もう戸別受信機は要らないよと返還されている方もかなりおります。そのような状況がございますので、ちょっと台数については、全体の数は4,500台というのは間違いないのですが、どのくらい配付になってどのくらい稼働しているかというところはこれから押さえていくこととなりますので、現在の数字は今回は把握していないところで御了承いただければと思います。

また、実績の話ですが、すいません、誤解を招いてしまいました。戸別受信機まで同じ仕組みで稼働しているのは苦小牧市だけですが、戸別受信機のない携帯電話を使ったNTTドコモの仕組みで稼働しているところの実績のことをお話しました。そこは整備してから幾つか災害を受けているのですが、そのときに問題なく稼働しているという実績があるというところがございます。どこの団体かというのはちょっと今手持ちの資料がなかったのでお答えできませんけれども、間違いな

く稼働しているということを実績として押さえてありますので、先ほどのうちと同じ仕組みという実績のところがちよっと誤解を招いてしまいました。申し訳ございません。

それから、戸別受信機の電源が入っていなかったりとか確認がとれないところ、これからどうするのかという話なのですが、当然そういう仕組みがせっかくこっちから戸別受信機の状態が分かるという仕組みを導入していますので、当然配ったのに稼働していないとか電源が入っていないというところは地道に電話したりとか、そのような対応は今後行っていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 今回の機械は聞き逃してもう1回聞くサービスがあるとかというような言われていたのですけれども、災害のときにもう1回聞くという機能が果たして役に立つのかという個人的な思いがあって、もう即、何かあったらすぐ伝わるものでないと災害のときには困るのかなという思いがありまして、こういう質問をいろいろ考えさせてもらいました。

大沼地区については、できれば全戸配付するようなことを検討していただきたいと思うのですが、その辺については今後の進捗を含めて、またこういう機会にやらせていただきたいと思います。時間がなので次の質問に入っていきます。

それでは4問目、転作補償制度変更の影響について。

新聞報道等によると国の政策である水田活用の直接支払交付金制度の変更は、農業経営に深刻な影響があると伝えられている。ついては、この国の転作補償制度の変更が七飯町の農業経営に与える影響等に関し、現段階で町が把握している内容及び今後の対策等について伺いたい。

1として、今回の転作補償制度変更の情報収集は進んでいるか。北海道等の関係部署との情報共有はできているか。

2として、今回の国の制度変更が七飯町の農家に与える影響について、どのように予測している

か。

3として、予測される影響に対して、町は農家への支援策等を検討しているか。あるいは検討の予定はあるか。

以上です。

○副議長（青山金助） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 初めに、水田活用の直接支払交付金についてでございますが、制度といたしましては、行政による米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が示す自給見通し等を踏まえつつ、生産者や農業者団体等が中心となって円滑に需用に応じた米の生産を行う生産調整政策であり、主食用米からほかの作物に作付けを転換、いわゆる転作を行い、食料自給率、自給力の向上、地域の特色を生かした産地づくりを支援する目的で、国が農業者に直接支払う交付金でございます。

それでは御答弁申し上げます。

1点目でございますが、交付金事務を担当する七飯町地域農業再生協議会の事務局である農業者団体とともに、交付金の拡充、見直しについて国の発信する情報はもとより、北海道を初め関係機関、団体と引き続き情報の収集、共有に努めているところでございます。

2点目でございますが、交付金の拡充、見直しにより、助成単価の減額などもございますが、主として水稻と転作作物のローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ5年間に一度も水張りが行われない農地は、交付対象水田としない方針とされ、対象水田へ花卉、一部野菜などのハウス施設を設置している場合や多年生牧草が作付けされている場合などが懸念されます。

3点目でございますが、町はこれまでも関係機関、団体と一体となりまして需用に応じた米生産と必要な作付け転換に七飯町地域農業再生協議会の事務局である農業者団体とともに取り組んできたところでございます。

現場の課題を検証しながらの全国的な取組であるため、現在、町独自の施策を検討してございませんが、関係機関、団体と課題を共有し、機会があるごとに七飯町地域農業再生協議会などを通

じ、同協議会などへ地域の実情を踏まえた必要な対応を求めてまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 時間がもう赤字になってしまいましたのでそんなにないのですけれども、要は、これから僕も一緒に勉強して対応していきたいなと思います。持続可能な農業経営のためにも一緒に考えていきたいと、そういうスタンスで今回質問させていただきました。

米が豊かに実ることを願う人は多いが、米を作る人が豊かになることを願う人は少ないと、最近読んだ「たいまつ十六年」という本の中にある言葉です。

農家の方もしっかりやっていかなければいけないということで、それで質問としては数字的なもの、把握しているもの、金額的なものとか面積的なもの、それに対しての影響度合いとか何かつかんでいるのかどうか。僕の周りには結構そういう交付金の恩恵を受けている方がたくさんいるようなのですけれども、その数字的なもの、金額的なものについて把握しているのかどうか……

○副議長（青山金助） 若山議員の発言部分に対する答弁を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それではお答えしてまいります。

数字的なところでございますけれども、現在、国が示しているところであると、作付けに対して交付金単価の削減等というものが出てございますので、その部分に関しては令和3年の実績を踏まえつつ、同じものであればいくら作付けしたときには単価を見ながら削減されるという数字としては抑えてございます。ただ、作付けに関しまして、毎年七飯町地域農業再生協議会の中で各農家のほうから今年の作付けに関しても今後聞き取り調査などを行っていくこととなりますが、その中で作付けする方針をお伺いしつつ、農家の方の今後の経営方針、作付け方針をお伺いしながら具体的に影響が出るものを考えていきたいというように思っておりますので、今のところはそのようなことでございます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時33分 再開

○副議長（青山金助） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、通告に従いまして2問質問させていただきます。

最初の質問は、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善についてであります。

保育所や学童保育に勤務する職員について、収入を月額9,000円程度引き上げることが2021年12月23日に国から通知されております。非常勤職員や公立の職員も含むと明記されております。2022年9月までは国の負担で全額実施し、2022年10月からは国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担をするというやり方です。実施するには国への交付申請と自治体での予算化が必要ということですが、七飯町の取組状況について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、特例事業の対象となるには、国への交付申請と2月からの実施が条件とされているということですが、七飯町の実施状況はどうか。

2点目、予算措置はされているのか。

以上であります。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、1点目についてでございますが、国が実施する幼保職員及び放課後児童支援員に係る処遇改善事業については、原則補助を希望する施設運営事業者の申請に基づくとされており、町内の各施設運営事業者に対して、申請希望の有無を確認し2月10日に補助申請、3月上旬には交付決定がなされる予定であることから、現時点においては申

請手続は完了している状況でございます。

今回、補助を希望する各施設運営事業者の申請状況については、町内における保育園及び幼稚園、認定こども園などが当該補助の活用を希望している内容となっております。

2点目、国が対象としている今年度分の補助については、2月と3月分の給与に反映することとしており、今定例会の補正予算に計上させていただき、3月末には間接補助として町より対象となる各児童福祉施設に支出することとしております。また、4月以降においては、新年度に改めて交付申請を行い、9月分までとして交付決定がなされた補助金額に基づき補正予算対応を行う予定で進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 町内施設からの希望を伺った上で交付申請をしているということでありますが、その対象のどのような事業者が手を挙げたのか、それについてまず2点お伺いいたします。

それと、今回は町が実施する事業とそれから民間が実施する事業ということでもありますけれども、そのうち町が実施する、特に学童保育支援員の賃金の問題、それから町が経営する保育所の状況、これについて2点、再度お伺いいたします。以上お願いします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それではお答えしてまいります。

まず、今回の申請希望の事業者につきましては、町内の民間児童福祉施設となります。これも学童も含めまして、全体幼稚園、保育園となりますと、内訳としましては町内の民間保育所、保育施設、8施設ということで現在手挙げをさせていただいている状況でございます。

また、町の状況でございますけれども、これについては直轄の公立の保育園、学童については、今回補助の対象として手挙げ申請をしていない状況でございますので、このことについては御理解をいただければなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 町の関係でいいますと、学童保育4施設あります。それから、大中山保育園ということで、町の関係する施設も対象になりますけれども、今の答弁によりますと町はそういったところの給料の引き上げについて消極的ということで手を挙げていないというふうにお答えになっておりますが、その理由について再度お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それではお答えしてまいります。

七飯町直轄の児童福祉施設につきましては、正職員及び会計年度任用職員での運営体制となっております。学童施設、町立で5施設、そして大中山保育所という構成でございますけれども、町では特に公務員である保育所の正職員については処遇が十分に確立されていること、また、2年前にこれまでの臨時職員という待遇から会計年度任用職員へと移行いたしまして、半年雇用から通年雇用へ、そしてこれまで適用されなかった昇給制度の導入、日額賃金から月額賃金へ、有給休暇の付与日数及び特別休暇の付与日数の増加、そういうことを踏まえ、賃金の増加やこれまでの労働条件を大幅に見直す処遇改善を2年前に行ってまいりました。

また、パート任用職員につきましても、有資格となる専門職での扱いとして時給単価の増額を実施してきたことや、新たに有給休暇の付与、特別休暇の新設など、これまでなかった条件を付与しまして大幅な処遇改善をパート職員にも実施してきているところでございます。

このことから、七飯町直轄の児童福祉施設の従事者については、2年前に処遇改善をしたものが、今回、国が進める当該補助として申請をすることについては、2年前に行った改善にさらなる改善を加えることとなり、町内部の人事部局とも協議を重ねた結果、町組織における他の専門職との均衡を保つことが困難になってくるなど、将来にわたる給与形態にも大きく影響を及ぼす可能性もあることを受け止めまして、担当課としては、今回の国の申請には町直轄の児童福祉施設従事者への補助申請には整合しないという方向であるこ

とに了承しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 今回、国がこの放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業ということを行ってきたわけでありますが、これは全国で学童保育支援員の賃金が低かったということで離職者が多く、全国的に深刻な事態になってきたという中で、子どもが安心して過ごせるそういう環境保障ということで実施する中身であります。それで、今の町の答弁では2年前にそういった処遇改善を行ってきたので、改めてそういう対応をするまでもないという判断をしたということでもありますけれども、実際に町が今やっている、例えば会計年度任用職員の給料、月給、年俸の実態だとか、それから大中山保育所の保育士の給料の実態というようなことが実際に十分な対応をしているのかどうか、その辺について実際の数字を挙げながら、もう少し分かるように説明をいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それではお答えしてまいります。

まず、町の児童福祉施設の職員の給与実態ということでございますけれども、2年前の会計年度任用職員の移行の際に、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、日額から月額制へ移行したと、まずその点について御説明をさせていただきたいと思います。

これまで日額7,500円という金額から、概ね月平均21日働いたということになりますと15万7,500円、これが月額として支給されていた内容となっております。これに月額制を導入し、また保育士、学童の職員という専門的な金額の処遇改善を図りまして、月額17万9,600円という月額設定に改めてございます。その差額が2万2,100円ということで、月でこの金額の増額を図ったという経過がございますので、今回国の補助事業であります月額9,000円程度の上乗せということには十分満たされている内容なのかなというふうに判断してございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（青山金助） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 子育て健康支援課がお伝えしましたけれども、もう少し補足してお伝えいたします。

令和元年度以前、こちらは臨時職員でした。雇用形態は半年に1回更新される臨時職員なのですが、先さきほど言いました日額7,500円、1か月換算しますと15万7,500円という金額に対して期末・勤勉手当は2.4か月、これは総じて年額で報酬でいきますと大体226万8,000円となります。これに対して社会保健、雇用保険、労災に加入し、夏期休暇は3日程度、忌引きのみの特別休暇、この内容が令和2年度において、まずフルタイムの保育士と放課後児童支援員に分かれまして、これは基準額が17万9,600円ですので月額で2万2,100円の増額。さらに昇級については、1年継続ごとに2号俸昇級で最大10年、20号年俸までの昇級となります。これは一般職が使われる給料表に基づいて、保育士、放課後児童支援員が格付けされる号俸に基づいて、最大10年間に20号俸の昇級があるということになります。

また、時間外手当、通勤手当もこれまで同様となり、期末手当については2.6か月分、これが大体46万6,960円で、これが最大で年額報酬でいきますと262万2,160円で、前回の臨時職員自体のときの雇用と比べますと、これで年間で35万4,160円が増額されます。これが継続雇用されることによって262万1,600円が最大で10年後には306万8,920円で、臨時職員として雇用していたときの226万8,000円と比較しますと最大で80万0,920円までの増額の加算が受けられます。

これがさらに雇用条件面でも有給休暇が前回までは5日間でしたのが今回からは1年目は10日、7年継続で最大20日付与、次年度の繰越しがある内容となったり、また特別休暇については、前は夏期休暇、忌引き休暇だったのが、会計年度任用職員制度が開始されてからは一般職と同じように公民権の行使のための休みだとか災害等による出勤困難、結婚休暇、産前産後休暇など

の休暇がつけられております。

また、令和3年度になりますと継続雇用が2年目となりますので、フルタイム職員については共済組合の加入、福祉協会・公務災害の加入、退職手当組合に入りまして、これは後々には退職金まで出る会計年度任用職員に分けられています。

このように令和元年度以前から比べますと、令和3年度時点においてもこの給与面と雇用条件については改善が行われておりまして、これは全ての庁舎における一般事務や牧場作業、土木作業員においても、このような形で統一して行われた会計年度任用職員の移行に伴って行ってきたものでありますので、このように処遇改善を行っているとうことを御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 会計年度任用職員ということになってから、改善が進んでいるということは分かりました。

それで、今回は保育所の保育士に関してもそういった正規の保育士であっても賃上げの対象になるということでありましたけれども、正規の職員の場合は今言った会計年度任用職員よりはいいのではないかというふうには思いますが、答弁でその辺についての説明がありませんので、その辺についてもう一度説明をいただきたい。特に正規の保育士でも対象になるよということに対して、そういう賃上げの措置をしないという理由について、再度御答弁をお願いします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それではお答えしてまいります。

今回、先ほど御説明をさせていただいたとおり、町の職員等については補助の対象としない、増額の対象としないということの部分で、特に正職員という捉えでございましてけれども、先ほども答弁ちょっと申し上げた内容になりますけれども、特に公務員である正職員ということにつきましては、公務員の旧法を用いての昇級と給与表に基づく支給をされているということもございまして、処遇が十分に確立されているものというふうに認識してございます。

ただ、趣旨からすると保育士が結局不足している状況もちょっと賃金を上げて処遇するべきではないかという国の捉えもあろうかと思えますけれども、これについては町としては十分に満たされている給与形態になっているのかなということでは我々もちょっと認識しているものですから、今回補助の対象として手挙げをしていないという状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁いただきまして、特に今状況の中では賃上げの必要を感じていないということでありましたけれども、それでは今の状況の中で保育士だとか学童保育士について、そういう雇用形態だということですが、特に保育士に関しては臨時的なそういう雇用は追加で行われていないのかということと、それから充足状況といいますか十分必要な職員が確保されているのか、その辺について最後にお伺いします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 現在、町立の保育所、学童におきましては、特に会計年度任用職員、現在のところは8名の枠がございましてけれども1人不足しているような状況ということで、継続的に募集をして補充していくという内容で進めております。

また、この保育士、学童保育のスタッフに関しましては、様々な事情等もございまして、賃金が高ければそれに越したことはない魅力だというふうに携わってくれる方もいらっしゃる、家庭の働ける時間帯によってお手伝いは可能であるという労働条件等のことも踏まえて、なかなかお金の面だけではちょっと補充しきれないという課題もございまして、様々な雇用形態の中である程度人材を確保しながら運用しているという状況でございまして。今のところは保育士が1人不足しているということもございまして、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番(上野武彦) 学童保育のほうは充足されているのですか、その辺について。

○副議長(青山金助) 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) 学童保育のほうについては、現在のところある程度定員を満たすような人材の確保ができていているということでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長(青山金助) 上野武彦議員。

○9番(上野武彦) それでは2問目、補聴器助成制度の実現をということであります。

七飯町も高齢者の増加に伴いまして、難聴者が増えております。補聴器は加齢性難聴者の必需品であります。しかし、日本では、補助制度の対象になるのは補聴器適用のごく一部の身体障害者と重度難聴者だけであります。補聴器については健康保健は適用されず、平均で15万円と高額のため購入できずというふうに書いてありますけれども、実際は高いもので30万円から50万円もするというような形のものであります。

日常のコミュニケーションがとれず、孤立する高齢者が増えております。年金生活者や低所得者にとって、簡単に手が出せないのが実態であります。加齢により耳が聞こえづらくなると、鬱病や認知症の要因になることが指摘されております。

こうした状況から、全国の自治体で独自の補助制度を導入するところが増えております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、七飯町で重度の難聴者で補聴器の補助を受けた難聴者はどのくらいいるのか。

2点目、七飯町で補聴器が必要と思われる難聴者はどのくらいいるのか

3点目、町民が難聴により鬱病や認知症にならず、周囲からも孤立せずに生活ができるよう補聴器購入の補助制度を実施する考えはないか。

4点目、生活をする上で、大きく困らない軽度難聴の段階でも聞きづらいなと感じたときに補聴器をつけるタイミングと言われております。町民が難聴の度合いを認識する上でも、高齢者や症状のある人については専門医による聴覚検査につい

て補助制度を実施すべきではないかと考えるが、どうか。

以上であります。

○副議長(青山金助) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) それでは、私から1点目から3点目についてお答えしてまいります。

1点目について、障害者総合支援法に基づく補装具費用支給制度により、補聴器費用が支給されている重度難聴の方の人数は現在14名となっております。

2点目について、聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方以外の方で、難聴により補聴器を必要としている方については、把握してございません。

3点目について、加齢により聴力が低下し生活に支障が生じ、障害者総合支援法に基づく補装具費用支給対象とならない中等度の難聴の方々を対象とする補助制度は、現在、国の制度が確立しておりません。

しかしながら、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことが認知症予防、健康寿命の延伸につながる可能性が高いと考えておりますので、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(青山金助) 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) 4点目についてお答えしてまいります。

町が各種検診などにおいて助成を行っている種別区分においては、御自身で自覚症状として感じとられない部分、例えばがん検診など、自覚症状に至る前の早期発見につなげ、医療行為に速やかに移行できることを目指す医療助成の捉えであり、聴覚においては高齢化や障害に伴う聞こえの課題であり、概ね自覚症状の範囲として認識されるのだと考えております。

しかし、高齢者や症状のある方への専門医による聴覚検査については、日常生活を行う上で耳の聞こえは家族や施設の方とコミュニケーションをとる上でも大きな支障となることから、これからますます高齢化が進む中において前向きな検討を行い、その必要性を捉えてまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 上野議員。

○9番（上野武彦） 今お答えいただいておりますが、特に補聴器を必要としている町民の実態といますか、かなりいることはいるのは私の周りにもおりますので分かりますけれども、そういう実態の把握もできていないということは、基本的に必要性の認識だとか対策だとか、そういうことにつながっていかないということだと思っております。町としては、やはりこの実態把握にまず力を注ぐべきではないかというふうに思います。

そういうことでいえば、4点目の専門医による聴覚検査についての補助制度、これを実施する、健康診断の中に組み入れて、そういう自覚のある人については、町のそういう健康診断、それから特定健診とか、そういう中の一項目として実施することが必要ではないかと。そうでないと実態すら把握できないという問題が発生するというふうに思います。

それで、今回はそういった高齢者の問題として今は取り上げましたけれども、実際は低年齢からこういった問題は対策を打たなければならない問題だというふうに思います。

特に保育園だとか幼稚園、小中高の時代にそういう難聴を抱えて対策もとらないでと、いう子供がいる場合、本当にその成長段階に大きな障害を発生させていくのではないかとというふうに思いますので、そういった町としての対策としては、高齢者に対する対策も必要ですけれども、健康診断、そういうふうな中でこういった年齢の低い層に対しても、やはり聴覚検査というのは組み入れていくべきものではないかとというふうに思いますので、その辺の認識について再度お伺いいたします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それではお答えしてまいります。

まず、低年齢のお子さん等につきましては、各種3歳児健診ですとか5歳児健診、そういうことも含めて、3歳児健診では特に聴力、聴覚、視力ということで、その成長に大きく影響するという

部分がございますので、これはもう必須メニューとしてこの聴覚検査は導入されているということでございます。

また、労働者の部分についても、やっぱり仕事の影響だとかそういうことを加味すると、その辺は総合健診の中にも義務づけられているというか、一般的なメニューの中にこの聴覚検査入って来ているということでございますけれども、それを超えている部分の高齢者の方の基本健診等にはこのメニューが附帯されていないという状況でございますので、それに向けた検討をこれから進めていきたいなというふうに思います。低年齢については、ここは満たされているというふうにこちらのほうでは認識してございます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、福祉課のほうからは、まず難聴の方の把握についてでございますが、実際今難聴の方については、町民の皆さんは耳鼻科とかの聴力のほうに受診して、ドクターの診断を仰ぐという形になりますが、七飯町といたしましては、現在個人の自由診療で受けた診療の内容、結果については把握できていない状況でございます。もちろん医療機関からデータが来るわけでもなく、個人からもそういう診断結果が来るわけでもないというところで、現在においては障害者手帳の難聴の方以外については把握できないというものでございます。

しかしながら、先ほど子育て健康支援課長からも、健診のほうについては今後町民の特定健診基本健診の中でそういうのも検討していきたいと積極的につま進めてまいりたいという話もありましたので、そういう中で今後聴力検査の結果については把握できるのかなと考えております。

また、子供の3歳児健診とかにおいても聴力検査機のほうも購入するということで、前の議会の補正のほう議決いただいているところでございますので、子供の部分についてもそういうところで把握できるというところでございます。

また、福祉課においては、中等度の難聴の方とか軽度の難聴の18歳未満の方については、自助分という形で補助制度を実施しているところでご

ざいます。こちらについては平成29年度から実施しているところがございますので、その部分についてはカバーできているのかなと思っております。ただ、その幅広い年齢層について、高齢者以外の労働者とかの部分についても、今後全国の状態、どのような形で実施しているのか調査研究して検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 上野議員。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 畑中議員。

○7番（畑中静一） ただいま上野議員が一般質問中でございますけれども、かなり通告より質問内容が離れていると私は思うのです。つまり、低年齢の方々の質問はここでは全然どこを見ても書いていないのです。それをまたやっている。そして、また私すごい恐れるのは今YouTubeで流れているのです。

ですから、こういった七飯町議会、こういうものかというような感じで受け止められると、非常にやっぱり七飯町議会のイメージが悪くなるし、やっぱりルールはルールとして議長のほうから、もし気がつきましたら注意していただきたいと思うのです。それから、また理事者の方々も質問されていない項目だったら、これは質問されていませんよと、これからやっぱりどんどんそういった感じでやっぱり断る必要があるなというふうに思いますので、その辺をよろしく御配慮ください。

○副議長（青山金助） 上野議員に申し上げます。

ただいま畑中議員より質問の内容が通告より広がっているのではないかというお話がありました。上野議員、通告に沿って質問されるようお願いいたします。よろしいですか。

上野議員。

○9番（上野武彦） 難聴といいましても、軽度から中度、重度といろいろな段階があります。それで、実際には軽度の段階が小さな声や騒音などの会話が聞きづらいという段階から、もう既に補聴器をつけるタイミングであるというふうにも言

われております。そういったことからいうと、そういう住民の難聴の度合いといいますか、これを町自身がやはり把握し、今後の対策を練っていくということが求められるのではないかと思います。

今の質問の中で、町がそういった町民の実態把握がまだ行われていないというような状況でありましたので、これは低年齢を含めまして、今後そういった聴覚検査を精力的に取り組んでいくというような意思表示をしていただいて、終わりにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（青山金助） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） お答えしてまいります。

先ほど答弁のほうでもさせていただいておりますけれども、高齢者あるいは障害のある方への専門医の聴覚検査については、日常生活に支障を大きく与えているという実態も含めまして、さらには高齢化が進むという部分も踏まえて、そういう聴力検査の助成のほうも前向きに検討していきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（青山金助） 通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、通告に従い2問質問のほうをさせていただきます。

まず1問目、大中山地域センターの目的外使用について。

七飯町中島にある大中山地域センターは、労働者福祉の向上を目的に七飯地区連合会館として活用されており、その維持管理は北海道七飯地区連合会が行っている。しかし、ここにきて大中山地域センターが町長選挙のために利用されているのではないかという声が届いている。地域の労働者福祉の向上を目的として、北海道七飯地区連合会に管理してもらっている施設が本来の目的と異なった利用をしていることに問題はないのか。

1点目、大中山地域センターの使用状況（会議の名称、開催回数、開催日時、参加者）について。

2点目、北海道七飯地区連合会とは、ふだんどのような活動をしていて、どのような団体なのか。（法人格を持っている団体なのか。）

3点目、この施設を購入した経緯について改めて伺いたい。（前所有者、購入目的、購入金額、設置条例、年間の維持管理費について。）

4点目、政治活動の場として利用することについて。こちらの政治活動の中には、選挙活動も含まれるということ一言付け加えておきます。

5点目、自治労七飯町労働組合連合会の組合員（役場職員）の一部が大中山地域センターで政治活動をしているという話があるが、事実か。

6点目、政治活動として、町外から連合北海道関係者が出入りしていると聞くが事実か。

7点目、職員が政治活動をしていないということであれば、どういう目的で大中山地域センターに頻繁に出入りしているのか。

8点目、利用目的に違反した場合の扱いについて。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（青山金助） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、1問目の御質問について順次お答えいたします。

初めに、1点目の大中山地域センターの使用状況についてとありますが、大中山地域センターは、北海道七飯地区連合会、通称で申し上げますと、七飯地区連合に全館を貸し室で、また、通年利用での使用を許可しているため、七飯地区連合が業務において開催する会議の名称、開催、または開催日時などといった個々の使用状況までは町では把握しておりませんので、その点について御理解願います。

次に、2点目の七飯地区連合の活動内容としましては、その使用目的に労働相談事業の実施、労働者の祭典、メーデーの実施、労働者の権利拡大、福祉の向上等、労働運動の実践とありますので、春季生活闘争を初め、労働者の視点から勤労者全体の生活や労働環境に関する問題改善に向けた活動を行っているものと認識しております。

また、この団体は法人格を持った団体ではありません。

次に、3点目の大中山地域センターを購入した

経緯でございますが、隣接する大中山地域体育館、旧名称ではルネサス健康保険組合が所有する体育館の寄附採納に併せ、その底地である字中島144番地1の敷地内にこの大中山地域センターも所在していたため、公共施設の一体的利用を図る目的から、平成27年4月6日に当時のジェイデバイスセミコンダクター労働組合函館支部との売買契約により86万4,000円で購入しております。

購入した当初は、（仮称）大中山地域体育館附属会館として、町内企業または町内に所在する団体の利用が図られることを目的に開所し、その後、平成29年4月1日から大中山地域センターとして町内の法人または団体が使用することができる七飯町地域センター条例の中の一施設としてこの施設を条例で規定しております。

年間の維持管理費としましては、七飯地区連合が全館貸し室への通年利用となっていることから町側の負担はなく、入居する使用者側で年間に係る管理費等を負担していただいているものでございます。

次に、4点目の政治活動の場として利用することについてとありますが、大中山地域センターについては、この施設の設定目的から、選挙活動を行う前提での政治活動に限った施設の利用はできないものと考えられます。

次に、5点目と6点目については、関係者への聞き取りの結果、七飯地区連合との通常業務での連絡のやり取りなり政治活動を行う目的での施設への出入りではない旨確認してございます。この政治活動には先ほどいわれた選挙活動も含まれた、これを行う目的での施設への出入りはないよねということで確認してございます。

次に、7点目のどういう目的で大中山地域センターに頻繁に出入りしているのかという御質問ですが、七飯地区連合の構成団体に町の労働組合、七飯町職労になりますけれども、これを初め、庁内各署の労働組合が加入しており、七飯地区連合の執行体制は、それぞれの労働組合から選出された役員がその業務の分担を受け持っております。庁の労働組合役員もその執行体制の役員となっていることから、通常業務での出入りなり時期的に

七飯地区連合の定期総会開催準備のため、打ち合わせ、総会資料づくりなどでの出入りであると確認してございます。

最後に、8点目の利用目的に違反した場合の扱いについてでございますが、一般的な扱い例として、条例で目的外使用の禁止を規定していることから、使用者の使用申請のとおりその目的に沿った利用をされるよう、町から指導、または是正の指導措置を行うものとなります。

以上です。

○副議長（青山金助） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、何点かまたちょっと改めて再質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目、2点目、3点目、ちょっと合わせたような形で再質問をさせていただきます。

以前七飯町の本町地区のほうに確か連合会事務所といいますか、入っていた建物が、今取り壊されて違うところに施設が建っておりますけれども、その当時というのは、以前我々の同僚議員でもございました林さんがいた頃の連合関係というのは、労働者のあっせん、そういった地域貢献的な活動も行っていたと聞いておりました。

現在そのような活動が行われているのか、ちょっとその辺についてまず1点。

あと、契約内容についてちょっと何点か確認したいのですが、賃貸契約を行っているのはどこと契約しているのか。連合会という形で契約しているのか、その下の単組の団体、どこと契約しているのか。それで、その施設、先ほど全体という話だったのですけれども、施設そのものの全部を契約としているのか。例えば、大きな部屋だけを契約していて部屋が幾つあるのかちょっと分かりませんが、小さい会議室、そういうのもひくくめした中で一施設として契約しているのか、ちょっとその辺を教えてください。

あと契約内容、どのような、1年契約となっているのか2年なのか、ちょっとその辺についてもお知らせください。

次4点目のほう、先ほどの政治活動について行ってないということであればあれなのですけれども、これちょっと選管のほうの話になってし

まうかもしれませんけれども、政治活動、いわゆる選挙活動について、公共の施設でそういった政治活動、選挙活動を行っていい場合と禁止されている場合の違いを教えてください。

続きまして5点目につきまして、役場の職員の一部が政治活動という、一応確認していただいで、そのような声はないということですが、今回こういった質問が出ているというのはやっぱりそういったことが耳に入ってきていたのですから、それで今回このような質問をさせていただいております。

それで、昨年9月の教育長の選任のときにも誤解を招くような声もあったということで、あれ以来、教育長はそういった行為は一切していないよというふうに耳に届いておりますので、今確認のために公職選挙法の第239条の2、地位を利用して選挙活動を禁止されている人、国、地方公共団体の公務員、公団、公庫の議員役員及び職員、教育者となっております。その選挙運動と政治活動の違いという部分の中で、選挙運動は特定の選挙につき特定の候補者を当選させることを目的とした行為。政治活動とは特定の政治団体が政治の普及、宣伝、統制、拡張、政治啓発などを行うであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではないもの、要は特定の候補者を当選させるよという行為は選挙運動だよ。そうではないのが政治活動だよという使い分けでよいのかという点の確認です、まず。

続いて、条例のほうについてちょっと2点ほど。

七飯町地域センター条例の第1条についてですけれども、住民福祉の向上等に関する事業を目的とする法人が事務所として使用し、または子育て支援、生涯学習等の活動を行う団体が使用するというわけですから、法人格がなくてもそういう団体であればオーケーですよという認識でいいのかの確認です。まず1点。

それで、もう一つが第7条、目的外使用の禁止という項目の中で、使用者は許可を受けた事項以外の目的に使用し、その権利一部もしくは全部を他に転貸しというようになっておりますけれども、許可を受けた事項ってこの項目、この部分が何に

当たるのか。それで先ほどの契約時にそういった文言、例えば、こういうのをやったら駄目ですよ、こういうの禁止されています、そういった部分が明記されているのか、ちょっとその辺についても確認させてください。

以上です。

○副議長（青山金助） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 順次お答えしてまいります。

以前、本町地区にあった地区労会館という名称かどうかちょっとあれですけども、それに当たり季節労働にあるのがいま現在あるのかということですけども、こちらのほうについては季節労働の組合みたいなものは解散されているという話は聞いております。ですので、現在季節労働のような活動をされる団体はこの大中山地区センターにはいないということで御理解願います。

賃貸契約の相手ということで御質問されておりますけれども、こちら普通財産のような賃貸借契約ではなく、あくまでも行政財産の一部としてその使用を許可している、これは行政財産の使用許可という形になります。相手方からこの建物、例えば部屋、建物の一部、全部をどういう期間で使用時間もどのような時間でというような、最後に使用目的がありますけれども、このような形で使用申請が上がり、それを行政財産の一部の貸付もしくは全部の貸付について許可を出しているという内容でございます。

ですので、この申請者については、北海道七飯地区連合会という団体が申請を去年の3月に行われて使用する地域センターの名称については大中山地域センター、使用室面については貸し室として全館、使用期間としては令和3年4月1日から令和4年3月31日で通年利用、ですので、これは毎年度そういう申請が上がり、他の団体がなければこれは使用許可としてまた更新されるというような内容になります。

政治活動で公共施設で行ってもよいのかどうかということになりますけれども、例えば、行政財産としての使用許可で制限を受ける内容としましては、庁舎等の利用、これは地方公務員法第36条の第2項第4号で規定されておりますけれど

も、庁舎等の利用に関しては、例えば庁舎内に選挙ポスターを掲示するとか候補者を庁舎内に選挙ポスターを掲示するとか候補者を庁舎内に入れて訴えさせるといったものについては、これは庁舎等の利用禁止に当たることから駄目となります。また、庁舎内であっても労働組合が組合活動として行う政治活動は自由という形になっています。ただ、庁舎管理規則管理規定がある場合については、こちらのほうの管理規定に抵触されないものであれば、この利用については可能となります。また、普通財産であればこちら特段の制限が設けられておりません。

次に、選挙活動ということで役場職員、先ほど地位利用ということで、公務員の地位利用のお話もありましたけれども、基本的には地方公務員法のほうで役場職員というか地方公共団体の職員は、政治活動においてはこちらは個人の、の自由というか憲法に保障された権利ですので、こちらについては政治活動は個々に行うことによつてはよろしいかと思っておりますけれども、これが選挙運動という形で、先ほど申し上げた特定の選挙において行われる特定の候補者に当選を得させるため、投票もしくは得させる目的を持って直接または間接に行う行為が地方公務員については禁止されております。

次に、条例で地域センター条例の第1条第2章のことをうたっておりますけれども、こちらまず法人と団体とありますけれども、こちら法人も団体も同じ内容であればという形、利用目的であれば、貸し出す条件としてうちのほうでのこの地域センターの条件としましては、町内に事務所を有する法人であつて地域福祉の推進、住民の就業の機会の確保、その他住民福祉の向上を目的とする事業を行うもの、町内に住所または事務所を有し、子育て支援、文化振興レクリエーション等に資するために町内を中心に活動している団体に対して使用の許可というか、この団体がこの地域センター条例に基づいて使用することができるという内容となります。

また、第7条の目的外使用にありますけれども、こちらは使用申請に書かれたその団体が使用申請、1年間にこのような活動で使いますという

使用目的がありますけれども、先ほど活動内容のところでも申し上げました労働相談事業の実施、これは労働相談所を開設する、労働者の祭典メーデーの実施、こちらはレクリエーション事業として実施する、次に労働者の権利拡大、福祉の向上と労働運動の実践をするといった使用目的でこちらの団体から上がっておりまして、これの目的外使用、使用者は許可を受けた事項以外の目的に使用しというか、これの目的から外れて使用された場合ということですが、そのときにはその権利またはその権利の一部もしくは他に転貸ということですが、これをしてはならないというふうな目的外使用の禁止を定めた条項となります。

以上、答弁漏れがないかと思っておりますけれども、答弁のとおりとなります。以上です。

○副議長（青山金助） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 大体今のお答えで分かりました。

今回、本当にこういう、どうしても近い選挙が町長選挙、その後来年統一選と、そういった時期が来ると、どうしてもこういった話が出てきてしまうのがちょっと分かりませんが、やっぱり誤解を招くような行為が多分町民の方にも見られているというのがあるのかなとやっぱり思いますので、これちょっと町長に改めてお願いしたいのですけれども、去年の教育長の話もありましたが、公務員の選挙活動において、そういう捉えられる行為については本当に役場の職員に対して改めて周知、指導を徹底していただきたいということで、それをまず町長にお願いしたいというのが1点と、建物についてなのですが、今1年ごとの更新だということで、実際金額見ると110万円ぐらい、年間、結構な金額ですが、これすぐとは言いませんけれども、行く行く建物自体を例えばこの組合の連合会に購入していただいて、しっかりそのまま引き継いでいくということについて検討が可能かどうか、この2点についてちょっとお願いいたします。

○副議長（青山金助） 町長。

○町長（中宮安一） 1点目についてお答えをいたしますけれども、やはり地方公務員であります

ので地方公務員法をしっかりと遵守する、この法令違反をするようなことを現に慎むよう、私のほうからイントラネットを通じて職員のほうにお知らせをしてまいりたいと、注意をしていきたいと、そういうふうに考えております。

2点目については、私からはちょっと答えは控えさせていただきます。

○副議長（青山金助） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 2点目の大中山地域センターの財産の扱いとなりますけれども、こちらは取得の際に管理要綱などを設けて、最初は町内の企業団体が張りついて相談業務とか、もしくは貸し室を利用して使われるのではないかとということから始まって、後に条例に提案しました。そして、その際は他の民間の団体が使っておりまして、それは2年続いたのですけれども、令和元年からは今の北海道七飯地区連合会が単独で貸付を受けて、しかも全館貸し室で通年利用という形で1年間利用させていくのですけれども、こちらはその団体とも一応行政財産の一部ですから、ほかの団体が利用されない限りであれば、この団体と継続的に使用許可というかそういった扱いで、行政財産の友好的活用という意味からでは貸付を受けることになると思いますけれども、これが行政財産である以上は、一旦普通財産に整理するとか、今後の施設の在り方についてを検討させていただいて、これは七飯連合会がこの建物を将来いずれ解体もしくは賃貸借契約で結んで使いたいといった場合については、これは十分に話を聞く機会もあるかと思っておりますので、そういう話があれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（青山金助） 川村主税議員に申し上げます。暫時休憩をして議事に関して議運を開きたいと思っておりますので、暫時休憩をします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時47分 再開

○副議長（青山金助） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

川村議員の2問目の質問から入ります。

川村議員。

○13番（川村主税） それでは、2問目のほうの質問をさせていただきます。

七飯町長4期16年の特別職地方公務員としての立場について。

七飯町長としての在職期間も残りわずかとなったが、4期16年の長きにわたり、安心・安全なまちづくりを掲げ、数多くの政策の中で御尽力されたことについては、心より敬意を表します。しかし、政策の中で、次の七飯町を担う重要な後継者を育ててこなかったことについて、非常に残念に思っております。

昨年9月定例会の私の一般質問でもお答えいただいておりますが、今のコロナ禍で経済状況もなかなか改善の兆しが見えない中、七飯町民の重要な生活、将来の展望について、七飯町長の立場としてどのように考えているのかお聞きしたい。

お願いいたします。

○副議長（青山金助） 町長。

○町長（中宮安一） それではお答えをさせていただきます。

御質問項目は、七飯町長4期16年の特別職地方公務員としての立場についてですが、御質問の趣旨としては、後段3段目の今のコロナ禍で経済状況もなかなか改善の兆しが見えない中、七飯町民の重要な生活、将来の展望について、七飯町長の立場としてどのように考えているのかということだと思っておりますので、その趣旨に沿ってお答えいたします。

川村議員への9月定例会での答弁と重複しますが、改めて申し上げます。

現下のコロナ禍にあって、外出制限や移動自粛を強いられ、そのことによって大きく収入が落ち込み、経済的にも厳しい状況に追い込まれている観光業関連の方々や飲食店を中心とした個人事業主の方々、さらには経済が停滞していることによって賃金水準が低下している勤労世帯の方々など、多くの町民が歯を食いしばってこの困難な状況からはい上がろうと頑張っております。

一方、順調に推移してきた七飯町の人口も、ここに来て他の自治体に比べて緩やかとはいえ減少傾向となり、これに伴って加速度的に進むことが

予想される少子高齢化にどう対応していくかということも大きな課題となっております。

このコロナ禍で疲弊した地域経済の活性化、避けて通れない少子高齢化に伴う人口減少問題、この大きな二つの課題にどう対処していくか、これが七飯町民の重要な生活、将来の展望に大きく影響するものと考えております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それではちょっと2点ほど、今、町長にお答えいただいて、まさにそのとおりだなと私も思っておりますけれども、前回の定例議会のときには、町長お辞めになる中でいろいろお聞きした中で、私もこれからの七飯町をどなたがかじを切っていくのか、今月決まりますけれども、改めて町長にちょっと確認したいことが2点ありまして、今回町長勇退されるという中で、歴代の町長も何人か役場のほうから出られておりました。前回のときにも確か行っていたかと思っておりますけれども、改めて後継という部分の中で今回も役場の中からこのようなお考えはなかったのか、また自治労の組合等からも相談等もなかったのか、ちょっとその辺についてまず1点。

もう1点は、七飯町の将来のかじを取っていく方、3名から4名の方が表明しております。どなたになるか正直分かりませんが、どなたになっても七飯町の将来を任せても問題はないという考えで良いかどうか、この2点についてちょっとお聞かせください。

○副議長（青山金助） 町長。

○町長（中宮安一） まず、役場から2人が出て、どのような考えかなというふうなことで、役場の職員組合からも相談がなかったのかという点でありますけれども、私はその相談というのは受けておりません。ですから、私の中で2の方が立候補表明したという、そういうふうを受け止めております。

そして、新聞報道でもありましたとおり、今言いました役場の職員だという方が2人、そして民間から女性の方1人、そして皆様方の仲間でございます町議会議員から1の方が立候補表明しております。これはどなたが選ばれても差し支

えないのかみたいな言い方ですけども、私は4名の方々それぞれちらっとしかお聞きしていない部分もありますけれども、大変立派な方が出てこられたなというふうに感じております。

ですから、ぜひ公約をしっかりと掲げて町民の皆様方の判断を仰ぐ、大変私は選挙としては少し町民の選択肢が増えて、しかし、その中から町民の皆さんに選ばれてくる方でありますので、私はそこは大いに七飯町民の皆さんの選ぶ方向を本当に楽しみというよりは、町民の方を信じたい、信じているというそういうことでお答えをさせていただきます。

ただ、私も前に申し上げましたけれども、次なる町長はこういう方がいいのではないかということも前回の定例会の中でお話させていただきました。そういった方で私の思いに見合うような方がいらっしゃいますので、私としてはその方をしっかり応援をしていきたいという、そういうことで答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 分かりました。

それでは最後1問だけさせていただきます。

今回七飯町の将来を誰に託すか先ほど町長もおっしゃったように、町民の方が最後に決めることに当然なります。3名から4名表明している方で実際どなたに決めかねているかという町民の方、この声も実際私の耳にも届いております。また、さらに町長の行動に対しても町民の方も一部注意しております。

私から七飯町長に対しての最後の質問になりますが、今回で勇退される、4月には本当に笑顔で七飯町役場を勇退していただきたい。また、残りの在職期間について、改めて七飯町長として立派に公務、政務、また公平平等に努めていただくことをお願いできるでしょうか。その点についてだけ最後お願いします。

○副議長（青山金助） 町長。

○町長（中宮安一） 飛ぶ鳥跡を濁さずという言葉がございます。私もあと残り1か月半ぐらいの任期でありますけれども、そういう意味でも本当に最後の最後を迎えるのだろうというふうに思っ

ております。そういう意味で任期いっぱい、4月16日まで七飯町長としてその職責を全うして、そして、今、議員がおっしゃってくれました笑顔でこの役場庁舎にお別れをしたい、そういう思いでいっぱいでありますので、そのためにも七飯町の町民の福祉の向上、そして町のさらなる発展のために任期いっぱい一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞ今まで以上の御指導・御鞭撻をさせていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

延 会 の 議 決

○副議長（青山金助） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○副議長（青山金助） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時59分 延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和 4 年 3 月 3 日

副議長	青山 全助
議員	稲垣 明美
議員	田村 敏郎